

返金規定

紹介した求職者が、自己の責に帰すべき事由により退職した場合、甲は乙に対し、以下の基準に従って紹介料を返金するものとする。

- (1)入社後 1 週間未満での退職:[紹介料の 100%]
- (2)入社後 1 ヶ月未満での退職:[紹介料の 60%]
- (3)入社後 3 ヶ月未満での退職:[紹介料の 30%]
- (4)入社後 6 ヶ月未満での退職:[紹介料の 10%]

返金の支払いは、請求確定後、確定金分 30 日以内に支払う事とする。